

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県公安委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年12月7日

石川県監査委員 徳野光春
同 盛本芳久
同 山本次作
同 奥村豊美

(別紙)

石公委第73号
令和3年11月12日

石川県監査委員様

石川県公安委員会

令和3年10月29日付け石監査第449-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	大聖寺警察署	職員の交通事故防止対策として、全職員を対象に、交通事故防止の注意喚起を行い、緊張感を持って公用車を慎重に運転するよう指示するとともに、交通事故防止を題材とした検討会を実施しました。 安全運転に対する心構えや安全確保のために遵守すべき基本事項の再確認を行ったほか、若手職員を中心に安全運転指導員による安全運転のための実車指導を行うなど、交通事故防止の徹底を図りました。 また、交通事故を起こした職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。